

## 後期高齢者医療保険制度のお知らせ

日頃より、当町の福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の制度におきましては、原則75歳以上の方が加入する医療制度ですが、65歳以上で一定の障がいをお持ちの方も加入することができます。一定の障がいとは、次のとおりです。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ・障害基礎年金      | 1級または2級        |
| ・身体障害者手帳     | 1級から3級および4級の一部 |
| ・精神障害者保健福祉手帳 | 1級または2級        |
| ・療育手帳        | A              |

上記にあてはまる方で、加入を希望される場合は、生活課保険年金班窓口へ事前にご連絡の上、以下のものをお持ちになって、加入手続きをされますようお願いいたします。

- ・印鑑
- ・障害基礎年金証書 または 上記の手帳いずれか1つ
- ・現在加入している健康保険の保険証

重度心身障がい者医療費助成制度は、後期高齢者医療保険の認定を受けられる資格がありながら、65歳を超えてもその認定を受けていない方について、総医療費の1割を超えるものについては助成対象外となります。また、後期高齢者医療保険加入後は、医療費の振込が診療月の4ヶ月後となります。

あなた様は、加入される健康保険を選択できますので、ご検討されますようお願いいたします。

### ◎重度医療に関する問合せ先

福祉健康班 電話：0242-84-1522

### ◎後期高齢者医療制度に関する問合せ先

保険年金班 電話：0242-84-1513